

幼児を対象とした多様な集団活動を利用された保護者さま

利用料を

ひと月最大

20,000円

給付します



⚠ 同じ月に施設等利用給付(無償化給付)を受けている
または 受ける予定のある方は、本事業の対象外です

給付を受けるために
必要なことは？

対象施設等を利用した (※)



保護者が
横浜市に申請する

※ 概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、月の初日から在籍していること。

詳細はこちら (制度/対象施設等一覧/書類の書き方)

【横浜市 ウェブサイト】
幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業 (保護者向け)

横浜市 多様な

Q 検索



【専用ダイヤル (8:00 ~ 20:00)】 ☎ 045-840-6064

発行：横浜市こども青少年局保育・教育給付課 (令和8年6月)